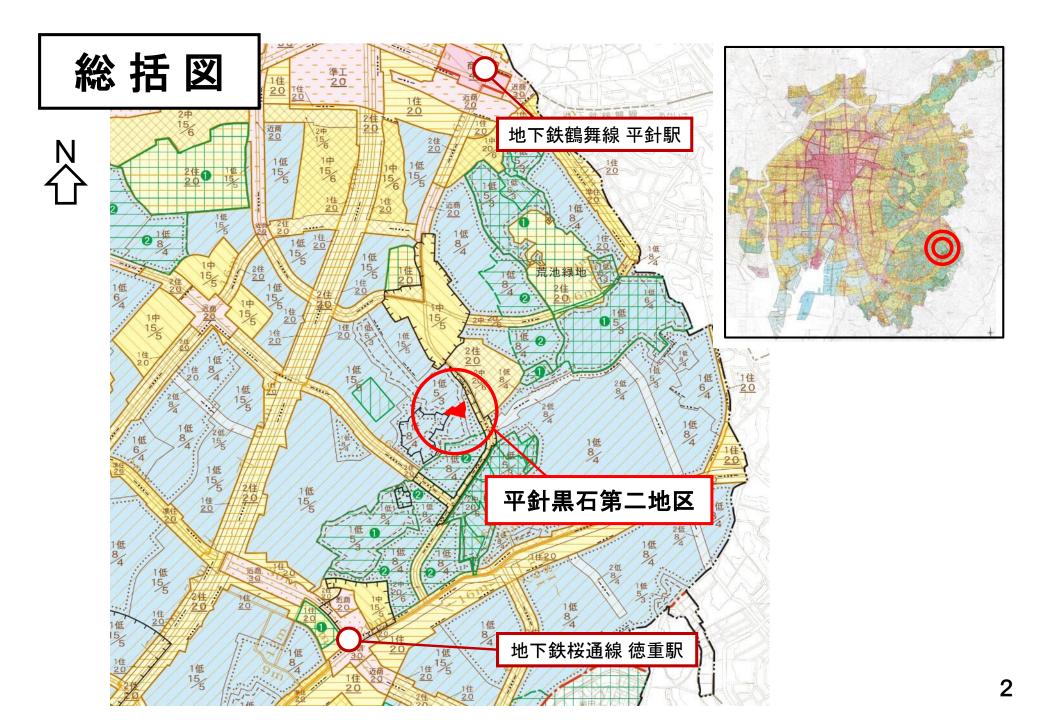
案件1 平針黒石第二地区について

第18号議案 名古屋都市計画用途地域の変更 第21号議案 名古屋都市計画地区計画の決定 (平針黒石第二地区)



航空写真

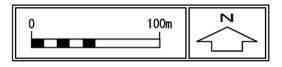
基本図 平成27年撮影

N 公



参 考 図 (1)

(用途地域)





用途地域変更区域

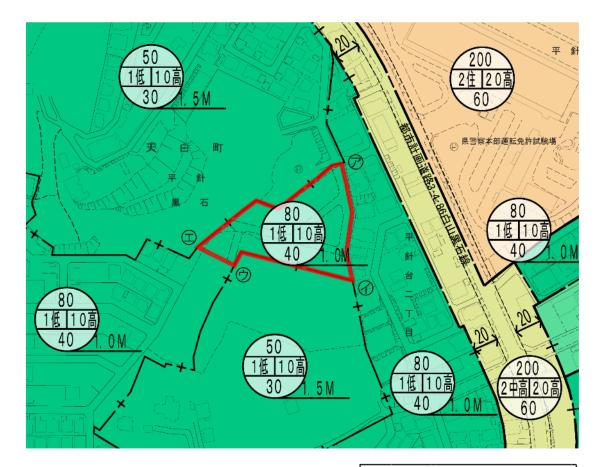
変更前

用途地域	也域 容積率/建蔽率 星		
第一種低層 住居専用地域	50%/30%	1. 5 m	



変更後

用途地域	容積率/建蔽率	壁面後退
第一種低層 住居専用地域	80%/40%	1. 0 m



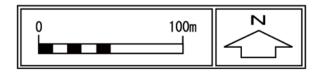
⑦ - ① は神ノ倉東部土地区画整理事業施行区域界

ウ – エ は平針黒石地区計画区域界



参 考 図 (2)

(平針黒石第二地区計画)





- アー は神ノ倉東部土地区画整理事業施行区域界
- ① ② → は開発行為区域界
-) 🛈 は平針黒石地区計画区域界

※区分線の種類

---- 十 ---- : 沿道指定その他



地区計画の決定の概要(地区整備計画)

名 称		称	平針黒石第二地区計画		
位置		置	天白区天白町大字平針字黒石の一部		
面積		積	約0. 6ha		
目標		標	開発行為における基盤整備の効果を維持し、ゆとりとうるおいの ある良好な住宅市街地の形成を目指す。		
方 針		針	低層住宅地として良好な居住環境の形成を図る。		
その他当該区域の整備、 開発及び保全に関する方針			敷地面積の10分の3以上を緑化目標とする。		
地区整備計画建築物等に関する事項	建			次に掲げる建築物以外の建築を禁止。 住宅、共同住宅、老人ホーム、保育所、診療所 等	
	築物	敷地	面積の最低限度	170m²	
	等に	壁词	面の位置の制限	道路境界線から2m以上	
		形態	又は意匠の制限	周辺環境と調和したもの、色彩は落ち着いた色調	
	事項	緑化	化率の最低限度	10分の2. 5	
		垣又は	はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等とし、フェンス等と する場合はその前面を緑化する。	